

京都府中小企業団体中央会 平成28年度 助成事業等のあらまし

京都府中央会の助成事業は、京都府・京都市・全国中央会などの補助等を受け実施しています。毎年、本会では京都府等に対し来年度（平成28年度）の予算要望を行うにあたり、9月初旬までに組合等のニーズの取り纏めを行います。

今回、平成28年度に助成事業等の活用をお考えの組合等からの希望を受付致します。下記一覧（本会の助成事業ではないけれども活用に向けた支援を行う事業を含む）を参考にして頂き、「平成28年度助成事業等アンケート（事業活用希望・相談調査票）」に必要事項をご記入の上、平成27年8月31日（月）までに本会宛FAX送信頂きますようご案内申し上げます。

下記の記載内容に関わらず、「こんなことに取り組みたい」、「このようなことを考えているが助成事業を活用できないか」といった内容でも結構ですので、組合等でお考えになっていることについてのお声をお聞かせ頂ければ幸いです。

また、今年度に活用や応募できる事業もありますので、お気軽にお問合せ下さい。

なお、平成28年度につきまして、事業内容そのものを含め経費負担や助成金額、補助率等について変更や廃止されることがありますので予めご了承願います。

A. 中小企業連携組織等支援事業

1. 専門家による助言・指導を受けたい

※一覧は平成27年度実施予定数

区 分	事 業 内 容	事業費・経費負担	備 考
(1-1) 個別テーマに絞った 課題解決	法律、税務、労働、経営、技術、商標、情報化、マーケティング、デザイン、環境問題等の課題について、スポット的に専門家を派遣しアドバイスを行う。	事業費30,000円 (うち10,000円が組合等負担)	スポット対応（1回） 対象：組合等 (5組合等)

【活用事例】

- 【組合の運営・管理】
- ①消費税課税事業者の税務会計処理
 - ②管財人からの通知・照会に対する対応
 - ③地域団体商標の申請・活用
 - ④組合ホームページの活用・運営 等々

2. 組合員の資質向上のための研修会・講習会を開催したい

※一覧は平成27年度実施予定数

区 分	事 業 内 容	事業費・補助金額	備 考
(2-1) 研修支援	組合員の資質の向上を図るとともに、組合等の活力と創意工夫を引き出すため、独自で組合等が組合員等を対象に行う研修事業に対して協力・支援する。	補助対象経費総額の2/3以内であって、80,000円を限度	対象：組合等 (7組合等)

3. 組合青年部・女性部に対する支援

※一覧は平成27年度実施予定数

区 分	事 業 内 容	事業費・補助金額	備 考
(3-1) 青年部・女性部が実施する研修会・研究会の支援	青年・女性経営者等の資質の向上を図るとともに、組合等の組織活動に青年・女性経営者等の活力と創意工夫を発揮させるための事業の取組みに対して支援する。	補助対象経費総額の2/3以内であって、80,000円を限度	組合等に青年部又は女性部が組織されていること 対象：組合等 (4組合等)

B. 京都ブランド・新分野開拓事業

地域ブランドの確立、地元産品活用による新商品の開発、地域活性化等に対する助成

※一覧は平成27年度実施予定数

区 分	事 業 内 容	事業費・補助金額	備 考
(4-1) 地域ブランド確立、地元産品活用、地域活性化の特産品開発等に対する助成	京ブランド等に新たな付加価値の付与に関する調査・研究や将来ビジョンの策定、その成果を具体的に事業化・実現化しようとする事業に対して助成する。	補助対象経費総額の10分の6以内であって、3,000,000円を限度	対象：組合等 (1組合等)

【活用事例】

- ①26年度活用事例（別掲）
- ②伝統産業の技術と素材を活用した販路開拓
- ③地域のブランド商品の確立 等々

C. 小企業者組合等を対象とした事業

小企業者組合等を対象とし、その組合等の抱える様々な課題の解決、共同事業の改善や新たな事業展開についての支援、人材育成や技術向上のための研修会・講習会に対する支援、展示会等販路開拓や市場調査等に対して支援を行います。

※小企業者組合とは、組合員の4分の3以上が小企業者（製造業で5人以下、商業・サービス業で2人以下の従業員規模の事業者）の組合等。企業組合は制限なし。

小企業者組合等に対する助成

※一覧は平成27年度実施予定数

区 分	事 業 内 容	事業費・補助金額	備 考
(5-1) 実現可能性調査等に対する助成	(小企業者組成長戦略推進プログラム等支援事業) 小企業者組合が行う、既存の共同事業の改善や新たな事業開発のためのフィージビリティ・スタディ（実現可能性調査）やその結果を具体化するための事業に必要な経費を助成する。	補助対象経費総額の2/3以内であって1,200,000円を限度	対象：小企業者組合
(5-2) 小企業者組合の講習会に対する支援	(小企業者組織化特別講習会) 小企業者組合の組合員等を対象として、組織制度・共同事業・経営・労働・中小企業施策等について講習を行い、小企業者組合の運営向上、組合員の経営向上を図る。	補助対象経費総額の2/3以内であって、50,000円を限度	対象：小企業者組合 (4組合等)
(5-3) 販路開拓・人材育成に関する研修等に対する助成	(中小企業組合等振興対策活性化事業) 見本市・展示会等開催・出展、市場開拓に関する事業、商品・意匠・技術等の開発・改善に関する各種講習会・研修会等に対し助成する。	補助対象経費総額5万円（全額補助）	対象：小企業者組合等 (30組合等)

D. 全国中央会公募事業

全国中央会が公募する下記の「将来ビジョン策定・新商品開発・成果の実現化」と「情報ネットワークシステム構築・システム開発」の事業があります。例年、1月頃に翌事業年度の公募が行われますが、平成28年度につきましては、詳細が決まり次第、ご案内します。 ※一覧は平成27年度実施予定数

事業名	事業内容	助成額	備考
(6-1) 中小企業組合等 活路開拓事業	中小企業が経済的・社会的環境の変化に対応するため、新たな活路の開拓等、単独では解決困難な諸課題や「経営基盤の強化」、「地域振興」、「社会的要請への対応」「中小企業が対応を迫られている問題」等のテーマについて、組合等がこれを改善するための事業に対し助成する。	補助対象経費総額の10分の6以内であって、11,588,000円を上限 但し、展示会等出展事業は1,200,000円を上限とする	対象：組合等
(6-2) 組合等情報ネットワークシステム等開発事業	組合等を基盤とした情報ネットワークシステムの構築、組合員向け業務用アプリケーションシステムの開発及びこれらシステムの普及のための事業に対し助成する。	補助対象経費総額の10分の6以内であって、11,588,000円を上限とし、1,000,000円を下限とする	対象：組合等 (1組合等)

【活用事例】

【経営】 ①組合や業界の将来ビジョン策定
②ビジョンに基づく試作・求評・市場調査
③産学公連携による新商品開発・新技術開発
等々

【情報化】 ①共同事業等のネットワークシステム構築
②アプリケーション（カードシステム導入等）開発
等々

E. 上記以外の事業

上記以外にも、国・京都府・中小企業基盤整備機構等が公募する事業があります。本会では、皆さまからのご相談やニーズを踏まえ、応募・活用に向けた検討や支援、採択後の事業運営についての支援を行っております。

事業活用希望・相談調査について

本調査の締切は、平成27年8月31日（月）です。調査票を本会で受け付けた後、各担当者よりご連絡させて頂き、記載内容の確認や助成事業の活用の可能性の有無、事業の企画・提案、検討等を行います。

また、調査票記載にあたって、事前のご相談も致しますので、各組合担当者までお気軽にお問合せ下さい。

【事業活用希望・相談調査票送信先】 FAX：075-314-7130（京都府中央会総務情報課宛）

【お問合せ・ご相談】 京都府中小企業団体中央会

連携支援課・企画調整課

TEL：075-314-7132

北部事務所（中丹・丹後広域振興局管内）

TEL：0773-76-0759

耳より情報

助成事業や支援制度の最新情報は、本会ホームページやメールマガジンでもご案内しております。メールマガジンは、本会ホームページから配信登録が可能です。組合員のみならずみなさまへの情報提供にご活用頂ける内容ですので、ぜひご登録ください。

京都府中央会ホームページ <http://www.chuokai-kyoto.or.jp>

京都府中央会

検索 

京都ブランド・新分野開拓事業

活用しました!

本会助成事業である“京都ブランド・新分野開拓事業”を平成26年度に活用し、新商品の開発や販路開拓に取り組まれた団体の事業の概要を紹介します。

特撰京印章「京の璽」のブランド化と「京の璽」彫刻司認定制度の構築

京都府印章業協同組合

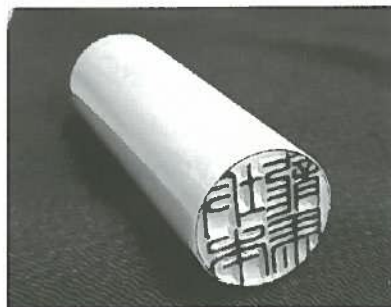
我が国で印章（はんこ）が使われるようになったのは聖徳太子の時代といわれており、国の制度となったのは大宝元年（701）大宝律令制度からで、平安京が開かれた京都では天皇御璽（天皇の印章）や役所の官印などが作られました。古代の印は鋳銅印といって銅を溶かして鋳造されていました。鎌倉時代になり宋との交流が盛んになり僧侶や文人の間に落款印などが流行り発展し、戦国時代になると武将や商人の間にも実名印（後の実印）が普及していきました。江戸時代に入り庶民の間にも印章の需要が急増し、わが国最初の印判師が京都に誕生し人数も増えていきました。こうして京都で発展し作られた印章を「京印章」といいます。

「京印章」は地域団体商標登録及び京都府知事指定伝統的工芸品（京もの指定工芸品）に認定されていますが地域ブランドとしてまだまだ認知度が低く、新たに組合独自で「京印章」の最高峰といえる「特撰京印章 京の璽（みやこのしるし）」という印章ブランドを立ち上げることを計画しました。全国に京印章の最高のクオリティ商品を提供することにより、「京印章」を全国区の印章ブランドに育て上げ、京都の伝統工芸品として更なる認知度の向上を図ることを目的として本事業に取り組みました。

これに伴い、特撰京印章を彫刻する「京の璽彫刻司」の認定制度を設け、「特撰京印章 京の璽」の受注・製作・販売の仕組みを確立しました。



組合で開発したブランド「京の璽」



《団体DATA》

京都府印章業協同組合

〒600-8806

京都市下京区中堂寺壬生川町10番地

☎ 075-343-3288

FAX 075-343-3288

URL <http://www.kyoinsho.com>